

10月18日

申
2
4
号

「乗務員勤務制度の見直し」並びに 「賃金制度の改正」に伴う運用に関する申し入れ

8月30日、本部 - 本社は「乗務員勤務制度の見直し」並びに「賃金制度の改正」について、議事録確認を締結、協定に調印し妥結しました。今回の制度改正で今後の働き方が大きく変わることも示されています。本部 - 本社の団体交渉では、系統毎の特殊性の壁を越え、系統の融合による多能化で、更に生産性を向上できる人材の育成が目指されていることも明らかになりました。

議論の中で乗務労働の特殊性を堅持する事を求めてきました。乗務員の労働は移動する列車に拘束されている実態は変わらないことを一致し、特別に制度化されている「乗務員勤務制度」を維持することと、短時間行路対象者に対しても乗務員勤務制度の多くを準用することは確認されましたが、一方で支社企画部門の乗務について、本社は「安全を阻害しない」と回答し、対立しています。また、行先地において次の乗務に備えている特殊な労働に対する手当の支給などについても対立しました。

基本的に前提を成すものとして、主たる業務が確実に遂行でき、安全と健康が確保され、技術・技能継承が行える制度の変更でなくてはなりません。制度・賃金に関することは一定の妥結に至っていますが、運用面で多くの課題があり、議論経過の反映や認識の一致を図っていくことが重要であると認識しています。

本部は本社に対し、組合員と世の中の関心の高さと、大きな変化点であることの重みを踏まえ、実施に至るまでの議論などを強く要請し妥結してきましたが、現在も現場では多くの不安な声が出ていることと、さらには行路作成に関する考え方についても早急に議論することが必要です。

つきましては以下のとおり申し入れますので、早期に団体交渉開催の日程調整と真摯な回答・議論を要請します。

記

1. 鉄道業の特性と乗務労働の特殊性についての認識を明らかにし、双方の堅持と専門性を高めていく運用と行路作成を行うこと。
2. 乗務の合間における待機時間を労働時間とし、対価の配分に対する考え方を明らかにするとともに、B時間を一定程度行路内に設定すること
3. 行路作成を行う際は、睡眠・食事などを目的とした乗務の中断は実態に即して付与すること。また、短時間行路の設定数については最小限とすること。
4. 乗務労働と他業務との混同を前提とした行路設定は行わないこと。
(1) 企画部門で働く社員の短時間行路は設定しないこと。
(2) 当直業務についての課題を解消するための技術継承・体制強化を行うこと。また、現行の当直体制について当務主務への置き換えを行わないこと。
5. 今回の制度変更に伴い、安全を基軸とした乗務員職場における技術指導について具体的に高めていく制度とすることとし、指導担当には硬直的な行路指定は行わないこと。
6. ライフサイクル制度の目的を鑑みた整合性のある人材育成を行うこと。
7. 育児・介護勤務 A 適用者の乗務する、目安時間を踏まえた時短行路を現行同様、適正数設定すること。また、育児制度適用者の勤務指定については生活設計に配慮し同意のもと勤務指定をすること。
8. 「乗務員勤務制度の見直し」並びに「賃金制度の改正」の変更内容について、社員周知を行い現場の不安を取り除くこと。

東京地本は安全・健康・ゆとり・働きがいを持てる環境を守るために団体交渉に臨みます！